

川崎港臨港地区内に建築物その他の構築物を 建設する予定の皆様へ（ご案内）

日頃、川崎市における港湾行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

川崎港においては、臨港地区内での建築物その他の構築物の建設にあたり、一定の規制等を設けております。この度、それらの規制等のうち、川崎市港湾局所管のものにかかる関連文書を港湾局HPへ掲載しましたのでご活用いただければと存じます。

なお、実際に建設を検討する際には、規制に関する個別の注意事項がありますので、事前に川崎市港湾局にご相談くださいますようお願い致します。

HPへ掲載した規制にかかる関連文書は次の通りです。

- 1 港湾法におけるフローチャート
- 2 港湾隣接地域指定図
- 3 臨港地区分区指定図
- 4 構築物の規制に関する早見表
- 5 構築物の規制に関する条例
- 6 臨港地区内行為届出書の提出について
- 7 臨港地区内行為届出書様式
- 8 港湾環境整備負担金関連文書
- 9 港湾労働法関連文書

臨港地区（分区）にかかるお問合わせは

港湾局港湾経営部経営企画課制度担当 044-200-3073

建築確認にかかるお問合わせ（代表窓口）は

まちづくり局指導部建築審査課 044-200-3016

なお、上記以外のお問合わせ先は、ご相談いただければ港湾局においてお調べします。